

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・目的

我が国の合計特殊出生率*は、長らく人口*を維持するのに必要とされる水準を下回る推移が続いており、さらには子どもを産む世代の人口も減少しつつあることから、急速な少子化が進行しています。また、近年では晩婚化や晩産化のみならず、未婚化の進行も指摘されており、少子化に歯止めをかけるには至っていない状況です。そうした中で、女性の社会進出による共働きの子育て世帯の増加や待機児童*問題の顕在化などにより、低年齢児からの保育ニーズは増大していることから、安心して子どもを産み育てる環境の充実が求められています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」に基づき、総合的な取組を進めてきました。しかし、都市部における待機児童の増加や地方における子どもの減少など、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、さまざまな課題解決を図るため、新たな支援制度を構築することとなりました。

そこで、平成24年に「子ども・子育て関連3法*」が制定され、新たな制度のもとに、市町村においては、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すこととなります。そのため、すべての子どもが教育・保育の恩恵にあずかれるよう施設の充実を図るとともに、人格の基礎が培われると言われる重要な乳幼児期に、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供が必要とされています。同法は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象としています。

春日部市においては、平成17年に策定した「春日部市次世代育成支援行動計画」に基づき、「春日部市総合振興計画」や他の各関連計画との整合を図りながら、「日本一幸せに子育てできるまち」を目指し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援や母子の健康づくり、青少年の健全育成などを総合的・計画的に推進してきました。

こうした背景を踏まえながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「春日部市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の推進にあたっては、市民ニーズに応じて教育・保育の「量」を確保することはもちろん、春日部市としての子ども・子育ての「質」を確保することが重要です。

2. 計画の性格と法的位置づけ

1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画*」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2) 次世代育成支援行動計画および母子保健計画を包含した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長されることとなりました。これに伴い、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

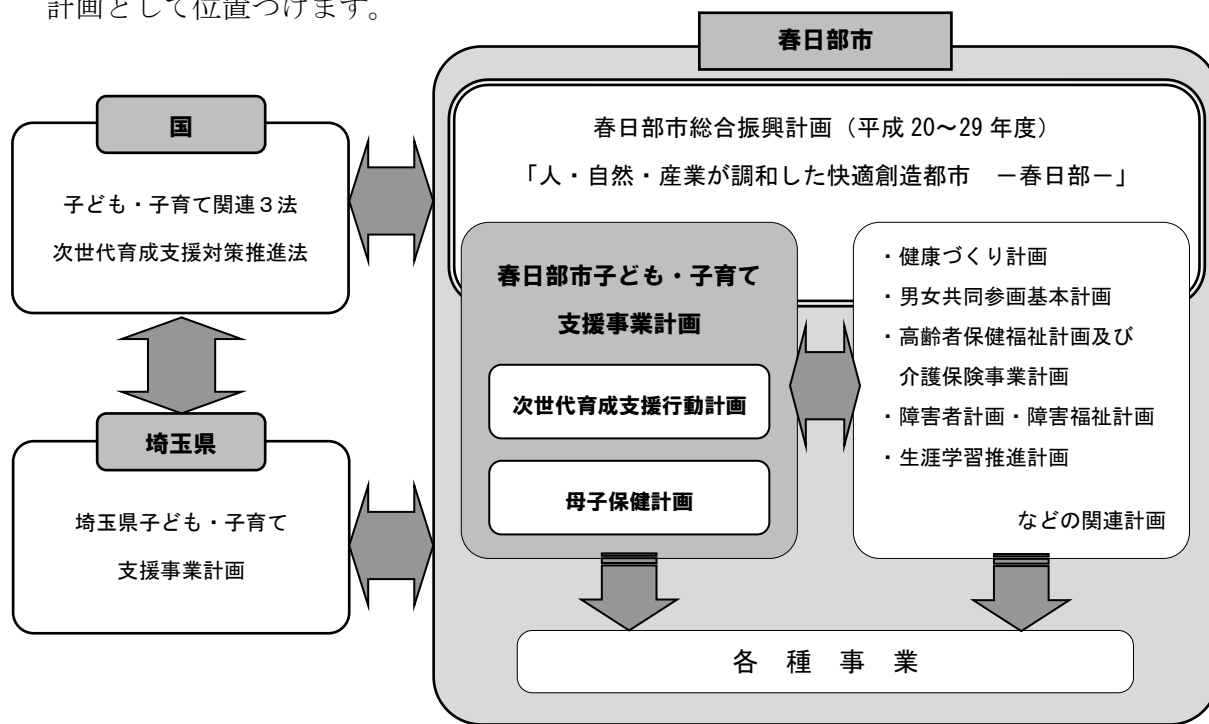
しかし、少子化の傾向に変わりはなく、引き続き子ども自身や家族、地域社会への影響が懸念される状況であることから、子育てについては、父母その他の保護者が第一義的責任を持つことを基本としつつも、引き続き、市全体・地域社会全体で子育てを支援する必要があります。

そのため、本市では、本計画を「春日部市次世代育成支援行動計画」を包含する計画として位置づけ、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載することとします。

また、母子保健計画についても、子ども・子育て支援と関連が深いことから、一体的に策定することとします。

3) 市の子ども・子育てに係る総合的な計画

本計画は、「春日部市総合振興計画」をはじめ、子どもの福祉または教育に関する事項を定める、他の関連計画と整合性を持たせた計画とし、市の子ども・子育てに係る総合的な計画として位置づけます。



3. 計画の対象

本計画の対象は、18歳未満の子どもとその保護者だけでなく、子どもの家族や子どもを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

4. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を1期とする計画です。また、制度改正といった国の動向などにより、計画途中年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。さらに、計画最終年度には、計画達成状況の評価と次期計画の策定に向けた見直しを行います。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
計画策定	春日部市子ども・子育て支援事業計画							
					評価・計画策定	次期計画		

5. 計画策定体制

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に規定される意見を聞く場として、児童の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者、児童に関する教育の関係者、子どもの保護者、公募に応じた市民で構成される「春日部市子育て支援審議会」において、市民や専門家の意見を取り入れながら、計画の策定を行いました。

また、庁内では、課長級職員で構成される「春日部市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会」を設置し、関係職員による調査審議を重ねるなど、多種多様な意見を取り入れ、計画の策定を進めました。

